

中新川広域行政事務組合
特定事業主行動計画

平成27年3月

I 総論

1 目的

わが国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成 15 年 7 月に次世代育成支援対策推進法が 10 年間の時限法として制定された。

しかしながら、少子化は進行し、また、社会環境の変化等に伴い、当初の目的が十分に達成されてない状況であることから平成 26 年 4 月に同法が改正され、法の有効期限が平成 37 年 3 月 31 日まで 10 年間延長され、従前の計画を見直すこととした。

法の主旨を踏まえて、職員が仕事と子育ての両立し、父親として、母親として、子育てをしていくことができるよう、職場を挙げて支援していく必要がある。男性職員も、女性職員も、子どものいる職員も、いない職員も職員一人ひとりが、この計画の内容を自分自身に関わることと捉え、子どもの育ち、子育てを支援し、互いに協力して仕事と子育ての両立を推進するため、本行動計画を策定するものである。

2 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間

3 計画推進体制

本計画の策定・変更、同計画の円滑な実施、達成状況の点検等を、各所属長等を構成員とした「中新川広域行政事務組合特定事業主行動計画策定・検討委員会」において行うこととする。

II 具体的な内容

1 職員の勤務環境に関すること

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

- ① 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている育児休業、特別休暇等の制度や取得について、周知徹底を図る。
- ② 出産費用の給付等の経済的支援措置について周知徹底を図る。
- ③ 所属長や周囲の職員は、妊娠中の職員が、本人の希望により必要な休暇等を取得したり、時間外勤務の縮減に配慮するなど、健やかに子どもを産むことができるよう職場の環境づくりに努めるものとする。

(2) 子どもの出生時における父親の休暇取得促進

- ① 父親になることがわかったらできるだけ速やかに所属長へ申出をし、所属長は父親となる職員に対し、出産予定日のおよそ 2 週間前に、配偶者の出

産等の期間の休暇計画を求め、職場内における応援体制など、業務の運営への影響を最小限に留めるような体制づくり等に努めるものとする。

- ② 職場の他の職員は、男性職員の子育て参画を促進するために、育児休業等の取得やその間の業務の運営等に積極的に協力するものとする。
- ③ 所属長は、配偶者の産前産後の期間中に母親の健康維持と育児のための休暇（特別休暇・産前産後養育休暇5日）を取得できるよう努めるものとする。
- ④ 所属長は、配偶者が出産するために病院等に入院にする等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間に5日以上（特別休暇・出産補助休暇2日及び年休3日以上）を取得できるよう努めるものとする。

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備

ア 育児休業及び部分休業制度等の周知

- ① 男性も、配偶者が育児休業をしても育児休業が取得できることなどの育児休業に関する資料を配布し、制度の周知を図るとともに、育児休業の取得手続きや経済的な支援等について情報提供を行う。
- ② 課長会議、課内会議等の場において定期的に育児休業等の制度の趣旨を徹底させ、職場の意識改革を行う。

イ 育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気醸成

- ① 所属長は、育児休業及び部分休業の取得の申し出があった場合、各課において業務分担の見直しを行う。

ウ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

- ① 育児休業中は、職場から離れており、職場復帰後の業務遂行に不安を抱きがちのため、所属長は育児休業中の職員に対して適宜、連絡を取るとともに、気軽に職場との情報交換ができるような環境整備に努めるものとする。

(4) 時間外勤務の縮減

ア 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の制度の周知

小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び時間外勤務を制限する制度や、3歳未満の子どものいる職員の時間外勤務の「免除」制度について周知徹底を図る。

イ 一斉定時退庁日等の実施

事務局長は、定時退庁日を（毎週水曜日及び金曜日）を設定し、電子メール等による注意喚起を図るとともに、所属長は定時退庁の率先垂範を行うものとする。

ウ 事務の簡素合理化の推進

- ① 所属長は、課内の協力体制の推進、情報化の推進、計画的業務執行、書類等の簡素化などにより、業務処理方法の改善、事務の簡素化に努め、効率的な事務遂行を図る。
- ② 職員は、会議、打合せなどについては、電子メール、電子掲示板などを活用するほか、会議資料の事前配布により短時間で効率よく行うものとする。

エ 時間外勤務縮減のための意識啓発

- ① 所属長及び人事担当課は、課ごとの時間外勤務の状況及び時間外勤務の特に多い職員の状況を把握し、その職員に対しては、健康管理に注意するよう喚起する。また、管理職職員の時間外勤務に関する認識の徹底を図る。
- ② 夜間における時間外勤務は、原則午後8時30分までとする運用の周知徹底を図り、職員一人ひとりが、日頃の仕事において時間外勤務を縮減するよう意識させる。

(5) 休暇の取得の促進

ア 年次休暇の取得の促進

- ① 職員が年間の年次休暇取得目標日数を設定し、その確実な実行を図る。
- ② 課長会議、課内会議等の場において、定期的に休暇の取得促進を徹底させ、職場の意識改革を行う。
- ③ 職員が安心して年次休暇の取得ができるよう、事務処理においても相互応援ができる体制を整備する。

イ 連続休暇等の取得の促進

- ① 月曜日や金曜日と土日を組み合わせた年次休暇の取得を図る。
- ② 国民の祝日や特別休暇と組み合わせた年次休暇の取得の促進を図る。
- ③ 子どもの学校行事やPTA活動に参加するための年次休暇の取得促進を図る。
- ④ 職員や家族の誕生日、結婚記念日等のための年次休暇の取得促進を図る。

ウ 子どもの看護を行う等のための特別休暇の取得の促進

- ① 子どもの看護特別休暇について、2人以上の場合は年10日に拡充されたことなどを周知するとともに、その取得を希望する職員に対して、取得しやすい環境の醸成を図る。

職員1人あたりの年間20日の年次休暇の取得日数割合、平成26年46.5%（9.3日）を平成31年75%（15日）へと、28.5ポイント増加させる。

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子育てバリアフリーの促進

- ① 子どもづれの人も気兼ねなく来庁できるよう、親切、丁寧な応接対応等のソフト面でのバリアフリーの取り組みを推進する。
- ② 施設利用者等の利便性を考え、授乳室やベビーベッド設置などを検討する。

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

ア 子どもの体験活動等の支援

- ① スポーツや文化活動など、地域の子育て活動に役立つ知識や特技を持つ職員や地域貢献活動に意欲ある職員の積極的な参加を支援する。

イ 安全・安心な子育て環境の整備

- ① 子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民の自主的な防犯活動や少年非行防止の活動等への職員の積極的な参加を支援する。

(3) 子どもとふれあう機会の充実

- ① 希望があれば、職員の子ども等の家族を対象とした職場見学会を実施
- ② 運動会等のレクリエーション活動が実施される場合には、子どもを含めた家族全員が参加するよう努めるものとする。また、家庭教育に関する講座などの情報提供を行い、家庭の教育力向上を支援する。